

ふじみ野市下水道条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(排水設備等の計画の確認)</p> <p>第8条 排水設備又は前条の排水施設(これらに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて<u>管理規程</u>で定めるところにより管理者の確認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 前項の使用料は、納入通知書又は口座振替の方法により隔月徴収として、水道料金に併せてこれを徴収する。ただし、管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(使用料の算出方法)</p> <p>第18条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ別表第2に定める使用料に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(汚水排除量の認定)</p> <p>第19条 使用者が排除した汚水の量は、次に定めるところにより隔月認定する。この場合において、毎月均等に汚水を排除したものとする。</p> <p>(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量をもって汚水の<u>量</u>とす</p>	<p>(排水設備等の計画の確認)</p> <p>第8条 排水設備又は前条の排水施設(これらに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて<u>下水道事業管理規程</u>で定めるところにより管理者の確認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 前項の使用料は、納入通知書又は口座振替の方法により隔月徴収として、<u>市</u>水道料金に併せてこれを徴収する。ただし、管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(使用料の算出方法)</p> <p>第18条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ別表第2に<u>定めるところにより算出する</u>。</p> <p>(汚水排除量の認定)</p> <p>第19条 使用者が排除した汚水の量は、次に定めるところにより隔月認定する。この場合において、毎月均等に汚水を排除したものとする。</p> <p>(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量をもって汚水の<u>排除量</u></p>

る。

(2) (略)

(3) 冰雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、管理者が別に定めるところにより、その使用した2箇月間における汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を管理者に提出しなければならない。この場合において、管理者は、その申告書の記載を勘案して汚水の量を認定する。

(4) (略)

別表第2(第18条関係)

区分	汚水排除量	使用料(1か月につき)
一般汚水	10m <sup>3</sup> まで	基本料金 533円
	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 71円
	20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 76円
	30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 81円
	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 85円
	100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 94円
	500m <sup>3</sup> を超えるもの	1m <sup>3</sup> につき 114円
公衆浴場汚水		1m <sup>3</sup> につき 52円

備考

- 1 一般汚水とは、公衆浴場汚水以外の汚水をいう。
- 2 公衆浴場汚水とは、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)による許可を受けた浴場から排除される汚水をいう。

とする。

(2) (略)

(3) 冰雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、管理者が別に定めるところにより、その使用した2箇月間における汚水の排除量及びその算出の根拠を記載した申告書を管理者に提出しなければならない。この場合において、管理者は、その申告書の記載を勘案して汚水の排除量を認定する。

(4) (略)

別表第2(第18条関係)

区分	汚水排除量	使用料金(1箇月につき)
一般汚水	10m <sup>3</sup> まで	基本料金 576円
	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 77円
	20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 82円
	30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 87円
	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 92円
	100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 102円
	500m <sup>3</sup> を超えるもの	1m <sup>3</sup> につき 123円
公衆浴場汚水		1m <sup>3</sup> につき 56円

備考

- 1 一般汚水とは、公衆浴場汚水以外の汚水をいう。
- 2 公衆浴場汚水とは、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)による許可を受けた浴場から排除される汚水をいう。

ふじみ野市水道事業給水条例新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(工事費の算出方法)</p> <p>第9条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の費目の合計額<u>に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)</u>とする。</p> <p>(1) 設計費</p> <p>(2) 材料費</p> <p>(3) 運搬費</p> <p>(4) 労力費</p> <p>(5) 道路復旧費</p> <p>(6) 工事監督費</p> <p>(7) 間接経費</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(料金)</p> <p>第25条 料金は、別表第1の<u>基本料金及び従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)</u>とする。</p> <p>(加入金)</p> <p>第32条 管理者は、給水装置の新設又は改造(メーターの口径を増す場合に限る。以下本条において同じ。)をする者から別表第2に定める加入金の額<u>に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)</u>を徴収する。ただし、改造する場合の加入金の額は、新口径に<u>応ずる加入金の額と旧口径に<u>応ずる加入金の</u></u></p>	<p>(工事費の算出方法)</p> <p>第9条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の費目の合計額<u>に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。</u></p> <p>(1) 設計費</p> <p>(2) 材料費</p> <p>(3) 運搬費</p> <p>(4) 労力費</p> <p>(5) 道路復旧費</p> <p>(6) 工事監督費</p> <p>(7) 間接経費</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(料金)</p> <p>第25条 料金は、別表第1に<u>定めるとおりとする。</u></p> <p>(加入金)</p> <p>第32条 管理者は、給水装置の新設又は改造(メーターの口径を増す場合に限る。以下本条において同じ。)をする者から別表第2に定める加入金を徴収する。ただし、改造する場合の加入金の額は、新口径に<u>応ずる加入金の額と旧口径に<u>応ずる加入金の額の差額とする。</u></u></p>

額の差額とする。

2 前項の規定にかかわらず、共同住宅等(1棟の建物内で2以上の世帯が個別に居住できるように建設され、各戸又は各室間は界壁をもって完全に区画されている建物で中高層住宅及びアパート等をいう。)における給水装置若しくは流末装置(受水槽以下の給水用具をいう。)の新設又は共同住宅の戸数を増加する場合の改造若しくは増設の申込みをしようとする者は、各戸又は各室に引き込む管の口径区分に応じ、別表第2の加入金の額に新設又は改造若しくは増設しようとする戸数又は室数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)を加入金として管理者に納付しなければならない。

3～6 (略)

別表第1(第25条関係)

用途	料金		従量料金	
	基本料金(1か月につき)	料金	使用水量	料金(1m <sup>3</sup> につき)
一般用	13mm	238円	10m <sup>3</sup> までの分	67円
	20mm	381円	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> までの分	85円
	25mm	571円	分	
	30mm	1,619円	20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分	100円
	40mm	2,285円	分	
	50mm	5,523円	30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの分	119円
	75mm	8,571円	分	
	100mm	20,000円	50m <sup>3</sup> を超え70m <sup>3</sup> までの分	143円
	150mm	28,571円	分	

2 前項の規定にかかわらず、共同住宅等(1棟の建物内で2以上の世帯が個別に居住できるように建設され、各戸又は各室間は界壁をもって完全に区画されている建物で中高層住宅及びアパート等をいう。)における給水装置若しくは流末装置(受水槽以下の給水用具をいう。)の新設又は共同住宅の戸数を増加する場合の改造若しくは増設の申込みをしようとする者は、各戸又は各室に引き込む管の口径区分に応じ、前項の表の加入金の額に新設又は改造若しくは増設しようとする戸数又は室数を乗じて得た額を加入金として管理者に納付しなければならない。

3～6 (略)

別表第1(第25条関係)

用途	料金		従量料金	
	基本料金(1月につき)	料金	使用水量	料金(1立方メートルにつき)
一般用	13ミリメートル	257円	10立方メートルまでの分	72円
	20ミリメートル	411円	分	
	25ミリメートル	617円	10立方メートルを超え	92円
	30ミリメートル	1,748円	20立方メートルまでの分	
	40ミリメートル	2,468円	分	
	50ミリメートル	5,965円	20立方メートルを超え	108円
	75ミリメートル	9,257円	30立方メートルまでの分	
	100ミリメートル	21,600円	分	

			70m <sup>3</sup> を超える分	167円
浴場用	100m <sup>3</sup> まで	5,714円	100m <sup>3</sup> を超える分	56円
臨時用		1,619円	1m <sup>3</sup> につき	228円

別表第2(第32条関係)

給水管の口径	加入金の額
13mm	116,000円
20mm	216,000円
25mm	432,000円
30mm	792,000円
40mm	1,440,000円
50mm	2,160,000円
75mm	4,320,000円
100mm	9,240,000円
150mm以上	管理者が別に定める額

			ル	
	150ミリメート	30,857円	ル	30立方メートルを超え
				50立方メートルまでの
				分
				50立方メートルを超え
				70立方メートルまでの
				分
				70立方メートルを超え
				る分
浴場用	100立方メート	6,171円	ル	100立方メートルを超
	ルまで			える分
臨時用	—	1,748円		1立方メートルにつき
				246円

備考 上記の料金には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

別表第2(第32条関係)

給水管の口径	加入金の額
13ミリメートル	125,280円
20ミリメートル	233,280円
25ミリメートル	466,560円
30ミリメートル	855,360円
40ミリメートル	1,555,200円
50ミリメートル	2,332,800円
75ミリメートル	4,665,600円
100ミリメートル	9,979,200円
150ミリメートル以上	管理者が別に定める額

備考 上記の加入金の額には、消費税及び地方消費税を含むものとする

別表第3(第33条関係)

第7条第1項の指定をするとき	1件につき	10,000円
第7条第2項の設計 審査(材料検査を 含む。)をするとき	メーターの口径が25mm以下	1件につき 2,000円
	メーターの口径が30mm以上50mm以下	1件につき 3,000円
	メーターの口径が75mm以上	1件につき 5,000円
第7条第2項の工事 検査をするとき	メーターの口径が25mm以下	1件につき 4,000円
	メーターの口径が30mm以上50mm以下	1件につき 7,000円
	メーターの口径が75mm以上	1件につき 10,000円
第22条第2項の立会をするとき	1件につき	2,500円
第38条第2項の確認をするとき	1件につき	14,000円
給水証明、納付証明、その他の証明	1件につき	200円

る。

別表第3(第33条関係)

第7条第1項の指定をするとき	1件につき	10,000円
第7条第2項の設計 審査(材料検査を 含む。)をするとき	メーターの口径が25ミリメートル以下	1件につき 2,000円
	メーターの口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下	1件につき 3,000円
	メーターの口径が75ミリメートル以上	1件につき 5,000円
	第7条第2項の工事 検査をするとき	メーターの口径が25ミリメートル以下
	メーターの口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下	1件につき 7,000円
	メーターの口径が75ミリメートル以上	1件につき 10,000円
	第22条第2項の立会をするとき	1件につき
第38条第2項の確認をするとき	1件につき	14,000円
給水証明、納付証明、その他の証明	1件につき	200円